

監査委員の役割と構成・組織

●監査委員の役割

監査委員は、地方自治法第195条の規定により設置されている機関です。

監査委員の役割は、飯田市の事務事業の執行が、法令等に従って適正にかつ正確に行われているかについてはもとより、

- 1 最小の経費で最大の効果を発揮するように運用されているか
- 2 市民の皆さんの税金が正しく効率的に使われているか
- 3 市のそれぞれの事業が本来の効果を上げているのか

などの経済性・効率性・有効性についても、独立した第三者の立場に立って、検証を行います。

●監査委員の構成・組織

飯田市の監査委員は、識見委員2名及び市議会議員のうちの1名（議選委員）の3名が選任されます。識見委員とは、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から選任された委員です。

監査委員の任期は識見委員が4年であり、議選委員は議員の任期によります。

監査委員は、他の委員会のような合議制の機関ではなく、各委員が単独で職務を執行することができる独任制の行政機関であるため「監査委員会」はありませんが、監査報告や監査意見を提出するときは、委員の合議により決定します。また、独任制である監査委員には委員長がいませんが、委員の庶務を担当する委員として、識見委員の中から代表監査委員を選びます。

監査委員の事務を補助する部局として監査委員事務局が設けられ、代表監査委員が事務局職員を指揮監督します。

●監査委員

監査委員氏名	区分	就任年月日	備考
吉田 賢二	代表監査委員 識見委員	令和4年3月1日	令和6年4月1日代表就任
戸崎 博	識見委員	令和元年5月14日	現在2期目
原 和世	議選委員	令和3年5月19日	

●監査委員事務局

監査委員事務局は、定期監査、行政監査、財政的援助団体等監査などの監査や、例月現金出納検査、決算審査などについて監査委員を補助する機関です。監査委員事務局長は監査委員の命を受け、その他の職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に関する事務に従事します。監査委員事務局の職員数は、事務局長以下4名です。